

平成十八年度

第二十六回

港湾環境整備負担金部会議事録

日時 平成十八年十二月二十二日（金曜日）  
於 東京都庁第二本庁舎三十一階特別会議室二十六

次第

- 一 開 会
- 二 部会長の互選
- 三 諮問事項の審議
  - ・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定案
- 四 閉 会

出席者

学識経験者

社団法人日本港湾協会副会長 川嶋康宏

前・財団法人東京都公園協会西部支社長 清水政雄

港湾・海上公園利用者

社団法人東京港運協会会長 鶴岡元秀

東京倉庫協会会長 田川英明

東京港定航船主会会長 田野崎圭一

東京港湾労働組合協議会副議長 都澤秀征（代理）

関係行政機関の職員

関東地方整備局局长 中島威夫（代理）

関東運輸局長 大藪讓治

東京海上保安部長 西口政文（代理）

東京都職員

港湾経営部長 江津定年

監理課長 進士和雄

海上公園課長 櫻井國男

企画課長 浜佳葉子

## 開 会 (午後二時十五分)

浜企画課長 それでは、ただ今より第二十六回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様には審議会に引き続きで大変申しわけございませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、今日の委員の皆様の出席状況でございますが、九名全員の委員の皆様にご出席いただいておりますので、定足数については満たしております。

なお、本部会は公開とさせていただきます。

初めに、お手元にお配りいたしました資料をご説明申し上げます。まず、「会議次第」でございます。続きまして、東京都港湾審議会港湾環境整備負担金部会委員名簿。それから諮問書の写してございます。資料でございますが、資料一が「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」。資料二が「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」。資料三が「負担割合一覽表」。資料四が「平成十七年度・平成十八年度事業費等比較表」でございます。

そのほか冊子でお配りしております、「東京都環境整備負担金条例・同施行規則」。「港湾環境整備負担金制度について」でございます。このほか、本日の座席表をお配りしております。万一が一不備がございましたら、お申し付けください。よろしゅうございますでしょうか。

## 部会長の互選

浜企画課長 それでは初めの議題、部会長の選任でございます。

部会長は東京都港湾審議会条例第八条の第三項によりまして委員の皆様との互選により選任していただくことになっております。それでは部会長の選任につきまして、どなたかご推薦の発言がございましたら、お願いいたします。

鶴岡委員 皆さんに提案させていただきますと思います。

部会長については、長年港湾行政に経験をお持ちであり、高い見識と豊富な経験をお持ちの川嶋委員、前回も部会長を務めていただきましたが、大変お忙しいところ恐縮と存じますが、なお引き続き部会長として就任いただけないか、私からご推薦したいと思っております。皆様、お願いいたします。

浜企画課長 ありがとうございます。ただ今鶴岡委員から提案がございましたが、皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

浜企画課長 ありがとうございます。それでは、川嶋委員に部会長をお願いしたいと存じます。

恐れ入りますが、部会長席にお移りいただきたいと思っております。では、以後の進行をよろしくお願いいたします。

川嶋部会長 川嶋でございます。皆様のご推薦をいただきまして、部会長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

## 諮問事項の審議

港湾環境整備負担金に係る

負担対象工事の指定について(案)

川嶋部会長 早速諮問事項の審議に入らせていただきたいと思います。港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定につい

て、事務局から説明をお願いいたします。

江津港湾経営部長 港湾経営部長の江津でございます。どうぞよろしく願います。

それでは、着席をしまして説明をさせていただきますと思えます。

港湾環境整備負担金の制度につきましては、既に「案内」として存じますが、このたび新たに「就任を賜りました委員の方にもいらつしやいますので、制度の概要につきまして簡単に説明をさせていただきます。

この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。臨港地区等に事業所を立地し、事業活動を営んでおられる方々に港湾管理者が行います港湾環境の整備及び保全のための工事費用の一部につきまして、ご負担をいただくものがございます。東京都におきましては、東京都港湾環境整備負担金条例及び同条例施行規則を制定いたしまして、昭和五十六年度より事業者の皆様にご負担をいただいております。

それでは、本日の諮問案の内容につきまして説明を申し上げます。本日ご審議いただきますのは、平成十八年度の港湾環境整備負担金の概要でございますけれども、負担金の総額は五千三百六十万余円。また負担対象事業者は七十六社でございます。

では、資料に基づきまして説明申し上げます。お配りしてございます資料「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）」をご覧くださいと思います。

お手数でございますけれども、三枚目の「負担対象工事の指定について」の表をお開きを願います。

表の最上段にございます「工事の種類」から「当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面

積」まで、各項目ごとに順次ご説明申し上げます。からの各項目は、知事が負担対象工事を指定する場合に条例に基づきまして告示をすべき事項でございます。

まず、この欄の「工事の種類」でございます。一の「港湾環境整備施設の建設又は改良の工事」は港湾法第二条に定められております海浜、緑地、広場、植栽等の港湾環境の整備を行うものでございます。

二の「港湾環境整備施設の維持工事」で、三は「漂流物の除去その他の水面清掃のための工事」でございます。

この欄は「工事の名称」でございます。一の建設または改良の工事は、城南島海浜公園及び春海橋公園の整備工事でございます。なお、春海橋公園につきましては、平成十七年度に整備を開始したことから、新たに負担対象公園となったものでございます。二の維持工事は、晴海ふ頭公園ほか九公園の維持工事でございます。三は、東京港港湾区域内の水面清掃工事でございます。

この欄は、それぞれの「工事の実施された場所」をお示しております。この欄は「工事の完了した日」でございます。この欄はそれぞれの工事に要しました平成十七年度の費用でございます。

この欄は「負担区域」でございます。一の建設または改良の工事及び二の維持工事につきましては、陸域の臨港地区が負担区域でございます。三の水面の清掃工事につきましては、臨港地区及び水域の港湾区域が負担区域となります。

なお、実際に負担をいただく事業者の方は、東京都港湾環境整備負担金条例第二条に基づきまして、この負担区域内で事業を営んでおられる事業者のうち、事業場の敷地面積が一万平方メートル以上の方でございます。

この欄でございますが、それぞれの工事に要した費用に対す

る負担の割合でございます。今年度の負担割合につきましては、昨年度と同様となっております。その内容につきましては、後ほど資料三に記載しておりますので、説明をさせていただきますと思います。

の欄でございます。当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積」でございます。この面積が負担金額を算出する際の基礎となるものでございます。

以上、諮問案につきまして概略をご説明申し上げますが、詳細につきましては資料二で補足説明させていただきますと存じます。

恐れ入ります。資料二のページをお開きいただきたいと思っております。負担金の負担区域を図示したものでございます。負担区域は東京港湾区域及び臨港地区でございます。図の右側の表の上段にお示ししておりますように、黒い太線で囲われた範囲の水域部分が港湾区域でございます。面積は五千三百二十・九ヘクタールでございます。それから、赤い線で囲まれております陸域部分が臨港地区でございます。面積は千四百五・六ヘクタールでございます。

また、中段から下の表に、先ほどご説明申し上げました工事の種類が色分けしてございます。それぞれの施行箇所を図示しております。青色の標示をしておりますのは、のどころの城南島海浜公園でございます。それから、表の上のほうの黄色の標示が、の春海橋公園、この二つにつきましては、港湾環境整備施設の建設改良工事を実施しております。緑色で標示をしております。から、までの公園と、の新木場公園に、先ほどの青く塗ってございましたの城南島海浜公園を合わせまして、十公園が維持工事の対象となる箇所でございます。公園の名称及び面積は、下段の表に記載してございますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、二ページでございます。平成十八年度港湾環境整備負担金の概要」でございます。この表は負担金額の算定内容を記載したものでございます。

上段の表につきまして説明を申し上げます。建設改良工事につきましては、A欄の事業費が一億六千七百七十五万円に對しまして、記載の計算式によりましてF欄の負担額が五百七十八万円となります。同様に維持工事につきましては、事業費が一億六千四百四十万円に對しまして、負担額が二千三百六十六万円、水面清掃につきましては、事業費が一億五千二百七十三万円に對しまして、負担額が二千四百六十五万円となり、合計額は事業費が一億七千五百八十八万円に對しまして、負担額は五千三百六十六万円でございます。

下段の表につきましては、A欄にそれぞれの工事に要しました費用の内訳を記載してございます。またD欄に、分母面積となります事業場の敷地面積の算出基礎を記載してございます。次の三ページから五ページにかけては、各工事の事業費の明細を決算額調書として表にしたものでございます。ご覧いただきたいと思っております。

次に六ページをご覧くださいと思います。六ページから七ページまでは、緑地の建設改良工事が行われました一カ所の公園の概略図でございます。

まず六ページは、城南島海浜公園の概略図でございます。工事内容といたしましては、赤く標示をした箇所の園路整備、植栽及び休養施設設置等でございます。

次に七ページをご覧くださいと思います。春海橋公園の概略図でございます。工事内容といたしましては、青く囲った箇所の実施設計及び赤く標示した箇所の敷地造成や園路広場整備等を実施しております。

次に八ページをご覧くださいと思います。維持工事の対

象となっております十力所の公園の名称、管理面積及び面積の増減を記載したものでございます。平成十七年四月二十二日に城南島海浜公園の一部が追加開園したことによりまして、昨年度に比べまして六千六百三十四平米の増加となっております。それから、管理面積の合計は二十七万三千三百八十平米でございます。

なお、本年度から負担金対象の公園となりました春海橋公園につきましては、工事が行われただけでございまして、まだ開園に至っておりませんので、維持工事の該当工事には含まれておりません。

次に資料三をご覧くださいと存じます。負担割合の一覧表でございます。負担割合につきましては、他港の状況等も勘案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じまして種別化をし、設定させていただいております。

なお、本年度から新たに負担対象となりました春海橋公園につきましては、主たる利用対象者の状況等を勘案いたしまして、港の広場型公園に分類することいたしました。

次に、資料四をご覧くださいと存じます。この表は参考までに平成十七年度と平成十八年度の事業費等を比較したものでございます。対象となる工事の種類ごとに、上段に平成十八年度、中段に平成十七年度、下段に増減を記載してございます。それぞれの事業費に負担割合を乗じたものが負担対象額となります。そのうち事業者の方々に負担いただく額といたしましては、昨年度と比べまして、三百四十六万余円増の五千三百六十万余円となっております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

川嶋部会長 ありがとうございます。ただいま事務局から諮問事項について説明がございましたが、「質問」、「意見」がござ

いましたら、「ご発言をいただきたいと思っております。

（「異議なし」の声あり）

川嶋部会長 ありがとうございます。異議なしのご発言でございますが、よろしくございませうか。

（「結構です」の声あり）

川嶋部会長 それでは、「ご発言がないよついででございますので、環境整備負担金に係る負担対象工事の指定については、原案どおりとする旨、決議をいたしたいと存じます。「ご異議」ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

川嶋部会長 ありがとうございます。異議なしのごことでございますので、原案を適当とする旨、決議することといたします。

以上をもちまして、諮問事項の審議を終わりたいと存じます。

なお、東京都港湾審議会条例の第八条第四項に基づきまして、本日の審議経過は次回に開催されます東京都港湾審議会において私の方から報告をさせていただきますので、「ご了承」いただきたいと存じます。どうもありがとうございます。

江津港湾経営部長 それでは、私の方からお礼のごあいさつを申し上げます。

本日は大変お忙しい中、港湾審議会に引き続きまして本負担金部会にご出席をいただき、「ご審議を賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま、諮問案については原案を適当とする旨のご決定を頂戴いたしました。東京都は港湾管理者といたしまして、関係事業者の方々のご理解を得て、港湾環境整備負担金制度を適切に運用しながら、港湾環境の保全になお一層努めてまいります。今後とも「指導のほど」よろしくお願ひ申し上げます。本日はどうもありがとうございます。

